



宅建本部にゆうす

公益
社団法人

愛媛県宅地建物取引業協会

TAKKEN-HONBU NEWS

公益
社団法人

全国宅地建物取引業保証協会愛媛本部

241号 令和2年7月20日発行

小林会長を選定／第3回理事会

令和2年7月6日開催の第3回理事会において、小林昌三（こばやししょうぞう）理事が会長に選定されました。

第201回通常国会で成立した宅地建物取引関連の主な法律／全宅連

《土地基本法等の一部を改正する法律案》

- ・土地の適正な利用・管理の確保（土地基本法の改正）
- ・地籍調査の円滑化・迅速化（国土調査法等の改正）

関係資料地区連絡協議会設置

《都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案》

- ・安全・魅力的なまちづくり（都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法の改正）

《マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案》

- ・地方公共団体によるマンション管理適正化の推進（マンション管理適正法の改正）
- ・除却の必要性に係る認定対象の拡充（マンション建替円滑化法の改正）

《賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案》

- ・サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置
- ・賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設

《個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案》

- ・個人の権利の在り方
- ・事業者の守るべき責務の在り方
- ・事業者による自主的な取組みを促す仕組みの在り方
- ・データ利活用に関する施策の在り方
- ・ペナルティの在り方
- ・法の域外適用・越境移転の在り方

2021年版「REAL PARTNER DIARY」（手帳）

単 価： 1冊 340円（税込） ルーペ〔拡大鏡〕付き 405円（税込）

注文期限： 令和2年8月7日（金）必着

注文方法： 同封した注文書にて任意団体宛てFAX

※宇和島地区会員は協会本部へFAX（089-943-2364）

又は郵送にてお申し込みください。

納品時期： 令和2年11月（予定）

そ の 他： 手帳には協会名が入ります。

注文書同封



無料配付は
ありません。

宅地建物取引士資格試験のご案内

日 時 令和2年10月18日（日）13：00～15：00

会 場 愛媛大学（変更の可能性あり）

申込み期限 7月31日（金） 簡易書留郵便 消印有効

受験手数料 7,000円

※詳細は、（一財）不動産適正取引推進機構 又は 当協会のHPをご覧ください。

全宅連不動産契約書・重説書式の内容に関する電話相談／全宅連

全宅連書式（不動産契約書・重要事項説明書）に関する電話無料相談を実施しております。

開 催 日 時： 毎週 月・火・木・金曜日 13：00～16：30

祝日・年末年始・お盆期間・GWを除く

相談員の体調不良等やむを得ない事情により、急遽中止となる場合あり

相 談 内 容： 不動産契約書及び重要事項説明書書式に付随する内容

取引上のトラブル等については、お受けできません。

相 談 窓 口： 03-5821-8118（電話番号が変更になりました。）

※ 詳細は全宅連HP（https://www.zentaku.or.jp/free_consultation/）をご覧ください。

顧問税理士の無料電話不動産税務相談（第3月曜）／全宅連

全宅連では、顧問税理士による不動産税務に関する電話無料相談を実施しております。

〔8・9月の実施日時のご案内〕

開 催 日： 令和2年8月17日（月） ・ 令和2年9月28日（月）

時 間： 13：30～15：00 TEL：03-5821-8113

※ 予約不要です。

弁護士の無料電話法律相談（毎週金曜）／全宅連

全宅連では、会員限定で弁護士による無料電話法律相談を実施しております。

〔7・8月の実施日時のご案内〕

開 催 日： 令和2年7月31日（金）

令和2年8月7日（金）、令和2年8月21日（金）、令和2年8月28日（金）

時 間： 13：30～16：30

※ 法律相談をお受けいただくには事前に予約が必要となります。

※ 法律相談の概要やお申込み方法等の詳細につきましては全宅連HPをご覧ください。

国有財産売払のお知らせ／愛媛労働局総務部総務課長

関係資料地区連絡協議会設置

1. 売払物件（先着順随意契約）

物件 番号	所在地	区分	数量	都市計画または 用途地域
2	（浅川宿舎）今治市本町七丁目甲 837 番 17	土地	124. 47 m ²	市街化区域
3	（平形宿舎）新居浜市平形町甲 815 番 236	土地	68. 95 m ²	非線引都市 計画区域
4	（谷町宿舎）松山市谷町甲 97 番 14	土地	152. 02 m ²	市街化区域
6	（八代 2 号宿舎）八幡浜市八代乙 463 番 18	土地 工作物	222. 92 m ² 29. 90m	第一種住宅 地域

2. 受付期間・場所等

(1) 受付期間

令和 2 年 7 月 1 日（水）～令和 2 年 8 月 31 日（月）

(2) 受付時間

9：00 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00（土・日・祝日を除く）

(3) 受付場所

松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎 6 階

愛媛労働局 総務部 総務課 会計第三係長 TEL：089-935-5200

3. 申込方法

購入を希望される方は上記 2 の（3）へ連絡の上「普通財産売払申請書」等の交付を受け必要な添付書類とともに提出

4. 問い合わせ先

〒790-8538 松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎 6 階

愛媛労働局 総務部 総務課 会計第三係長 TEL：089-935-5200（内線 447）

※詳細は愛媛労働局HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>) をご覧ください。
（ トップ画面 → 調達・売払情報 → 国有財産売払情報 ）

公式 Facebook のご紹介

愛媛県宅建協会では協会 PR の一環として、Facebook を開設しています。

研修会などの情報を配信していますので、ぜひ一度覗いてみてください。

「いいね！」や「フォロー」をよろしくお願いします。

《アドレス》

<https://www.facebook.com/公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会-675383132540415/>



アスベスト含有調査費用を補助します／松山市

松山市では、安全・安心なまちづくりの一つとして、民間建築物の吹付けアスベストなどが施工されているおそれのある建築物について、含有調査を行われる方にその費用を補助いたします。

アスベストによる健康被害を防止するため、含有調査を行いましょう。

《松山市民間建築物アスベスト含有調査事業》

対象建築物	民間建築物で、吹付けアスベストなどが施工されているおそれがある建築物
補助申請書類	社会資本整備総合交付金交付要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)に基づき行うものとし、補助申請、完了報告時点で次の書類が必要となります。 ・補助申請時 付近見取り図、建築確認通知書及び検査済証の写し、配置図、各階平面図(アスベストの施工場所などを表示)、現況写真(建物外観及びアスベストなどの施工場所)、建物の所有権を証する書類(共同住宅の場合決議を証する書類も別途必要)、複数の調査会社の見積書の写しなど ・完了報告時 分析調査結果報告書、調査会社との契約書の写し、請求書及び領収書(内訳書)の写しなど
補助対象者	含有調査を行う建築物の所有者(登記簿などにて確認) 市税などを滞納していない者(完納証明書添付)
対象となる含有調査	含有調査は、※建築物石綿含有建材調査者が自ら実施すること。 調査方法は JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」によること。 ※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成 25 年国土交通省告示第 748 号)第 2 条第 2 項に規定する者をいう。
補助金の額	補助金額は、含有調査に要する経費の額とし、1 箇所当り 10 万円を限度とする。 （ただし、1 棟につき 25 万円を限度とする）
受付期間など	令和 2 年 5 月 11 日(月)～11 月 30 日(月) 先着順に受付し、予算が無くなり次第終了します。予定は 5 箇所程度です。 受付窓口：市役所本館 9 階 建築指導課

*これまでの実績では、アスベスト含有調査費用は 1 箇所当り 8 万円～10 万円です。

*アスベスト含有調査を希望される方の事前相談について

建築指導課窓口で、事前相談を受け付けています。

相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、事前相談票に記入の上、建築確認通知書・検査済証や、建築物の登記簿謄本などの資料をそろえてご相談ください。

これらの書類の写しは、申請時に必要になります。

*事前相談票は建築指導課窓口にあります。また、市HPからもダウンロードできます。

問い合わせ先：松山市都市整備部建築指導課

監察・防災担当 TEL：089-948-6512 FAX：089-934-0640